**５　安全教育・避難訓練**

|  |
| --- |
| 安全教育 |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| １　安全教育にかかわる指導時間と内容 | | | |
|  | 指　導　時　間 | 指　導　内　容 |  |
| ◎　関連教科  ◎　特別活動 | ◎　不審者侵入・災害発生時の行動  ◎　登下校時の安全  ◎　校外学習時の安全  ◎　帰宅後の行動  ◎　長期休暇の過ごし方  ◎　避難訓練  ◎　安全マップ作成 |
| ２　児童への安全教育実施に際しての留意事項  　(1) 学校安全計画に基づき実施する。  (2) 安全教育については、「学年だより」等により、あらかじめ内容を保護者に知らせ、  　　　理解と協力を得て実施する。その際、災害や犯罪が身近にあった児童については保護者  　　　やカウンセラーと連携をとり、適切な対応をする。  (3) 通学路や在宅時の行動の仕方についても指導する。  　 (4) 被害に遭ったり、遭いそうになった場合には、必ず家の人や学校の教職員に話すよう  　　　指導する。  (5) 「こども110番のいえ」について指導する。  (6) 校内に不審者が侵入した場合の対応について指導する。特に、来校者は必ず「来校者  　　　カード（名札）」等を着用しているので、着用していない者には近付かず、教職員に知  　　　らせることや、自分の身が危ないときは、すぐに逃げることなどについて指導する。  　 (7) 災害の特性や避難行動について、学校安全計画をもとに様々な時間を活用し、教科横断的に指導する。  (8) 児童の手による安全マップの作成等を通して、危険予測・回避能力の育成を図る。  　 (9) 外部の専門家、自治体や警察等と連携し、地域の実態に応じた指導を行う。 | | | |

|  |
| --- |
| 避難訓練 |

|  |
| --- |
| １　避難訓練実施に際しての留意事項  　 (1)　通報訓練を含めた訓練を警察・消防機関と連携し実施する。  (2)　児童を含めて実施する避難訓練は年２回以上実施し、児童が動揺しないよう配慮する。  　　　　とりわけ、不審者が実際に侵入してくる防犯訓練については、児童が怖がることのな  　　　いように注意する。  　　　　　　　（恐怖感を抱かせるおそれがあるような防犯訓練は、教職員のみで実施する。）  (3) 事前に保護者に理解と協力を求め、緊急時の連絡体制により、ＰＴＡ役員と連携を図  　　　り、保護者への連絡についても訓練を行う。  　(4)　教職員・児童に事前に避難訓練の実施を知らせない、緊急訓練を実施する。  　(5)　訓練であることについて、地域住民への周知理解の徹底を図る。  (6)　引渡し訓練（帰宅困難な児童への対応を含む）及び、避難所開設の訓練を行う。  　 (７)　過去の災害やハザードマップなどの想定を超える危険性をはらんでいる自然災害に備  えて、複数の避難場所や避難経路の設定をする。 |